

開発と環境：「応責原理」の現在地

和田 一 哉*

1. はじめに

途上国開発において、環境への意識は年々高まりつつある。2000年9月に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals; MDGs）は、8つの目標のひとつに極度の貧困を削減することを挙げると同時に、環境の持続可能性も重要な目標のひとつとして掲げている。MDGsが2015年をもって区切りをつけた後、それを受けるかたちで持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals; SDGs）が2030年までの世界共通の目標として策定された。「持続可能な」という言葉が政策タイトルに用いられていることから、環境に対する意識の世界的趨勢は容易に読み取れるだろう。SDGsでは17の目標が定められているが、教育関連の目標を定めた目標4や国レベルでの不平等の縮小を目指す目標10など一部を除き、「森林」や「海洋」、そして「気候変動」など、多くの目標で環境の重要性を想起させる言葉が用いられており、その問題意識は以前にも増して高まっていることが明らかである。

その背景には、東南アジア諸国やBRICSと呼ばれる国々における目覚ましい経済発展と、それゆえに広い範囲で生じている深刻な環境問題が挙げられよう。北京やデリーの大気汚染の状況など、ニュースや新聞で目にする機会は日々多い。2016年のWorld Economic Outlookによると、1998年から2007年の10年間の平均経済成長率は、たとえば中国では9.9%、インドでは7.1%である。最近では中国経済に翳りが見えるとの指摘もあるが、それでも2015年の経済成長率は6.9%であり、同じくインドでは7.6%であった。しかしながら良いニュースばかりではない。新興国にみられる顕著な経済成長の一方で、世界では毎日18,000もの人々が大気汚染のために亡くなっている（UNDP 2016, 26）。Human

* 長崎県立大学国際社会学部 E-mail: kwada@sun.ac.jp

Development Report 2015によると、1970～2011年間の1人あたりの二酸化炭素排出量の平均増加率は、人間開発指数で中程度の国々——ここにインドや南アフリカが含まれる——で最も高い(0.9%)。次いで高いのは、人間開発指数で高程度の国々——ブラジル、ロシア、中国が含まれる——である(0.3%)¹⁾。BRICSはそれぞれの人口規模ゆえに、世界におよぼす影響もまた大きいと考えられよう。

開発と環境との関係を考えるうえで、過去長きにわたり議論されてきたのが環境クズネツ曲線(Environmental Kuznets Curve; EKC)である。端的に言えば、経済成長の初期段階で環境質は悪化するが、のちの成熟段階では改善する、という関係を表すものである。換言すると、経済発展の初期段階では所得の増加速度よりも環境負荷の増加速度の方が高く、のちの成熟段階では逆に環境負荷の増加速度よりも所得増加速度の方が高い、という関係である(Dinda 2004)。しかし現実の世界で観察されたのは、EKCのみで表されうるように単純なものではなかった。またEKCは、その過程で生じた深刻な環境問題を考慮できるような理論的背景をもつものでもなかった。これまでの先行研究で明らかになっているのは、EKCが実際にあてはまるケースもあるが、そうでない場合も少なからずみられるということである。つまりEKCを根拠として経済成長を第一目標に掲げるような開発政策は、大きな危険を孕むと言えよう。

MDGsの時代にくらべて環境や持続可能性に対する認識が以前にも増して高まったことは上述の通りだが、SDGsにおける「持続可能な」という言葉は、かつてのMDGsにおいてよりも多くの含意がある点に留意すべきだろう。MDGsでは「持続可能な」という言葉の背後には環境問題があった。SDGsではその言葉の持つ意味が大きく拡大される。「持続可能な開発」は経済、社会、環境という三つの次元を持ち、互いに相関するものと考えられている(UN 2015)。たとえば、人権の尊重、効果的な法制度、良い統治、透明性が高く効果的で説明責任が

1) 人間開発指数(Human Development Index; HDI)は平均寿命、1人あたり所得、就学率の3つの数値から国・地域ごとに算出される指数で、各国・地域はこのHDIによって“Very high human development”、“High human development”、“Medium human development”、“Low human development”の4カテゴリーに分類される。

果たされるような制度に基づく包摂的社会を築くことが重要であると認識されている。経済、社会、環境という三つの次元のいずれが欠けても、開発は持続可能なものではなく、と捉えられているのである。

本稿では、新古典派経済学における環境問題へのアプローチ、新制度学派による環境問題の議論、そして近年の開発において重要な役割を果たしている考え方について概観する。そのなかで、寺西が提起する「応責原理」に注目し、いわば寺西環境経済学と呼ぶべきものがどのように位置づけられるかを検討したい。

2. 新古典派経済学における環境問題の捉え方とその変遷

本節では、特に新古典派経済学において環境問題がどのように取り扱われてきたかについて概観する。岡(2006)にしたがうと、環境問題に対する経済学のアプローチは(1)新古典派経済学における外部性問題、(2)マルクス経済学における「不変資本充用上の節約」の論理、(3)エントロピーの棄て場の枯渇問題という捉え方、(4)制度学派と新制度学派のアプローチ、の4つに大別される。本稿では、寺西環境経済学とは若干距離があると思われる(3)を除き、またマルクス経済学の視点、ウィリアム・カップによる社会的費用、宮本憲一による社会的損失との関連についても詳細は他の論考に譲ることとし、特に新古典派経済学における環境問題の捉え方とその課題に視点を置いて概観することとしたい。

新古典派経済学において、環境問題は外部性の問題と捉えられる。それは、通常の取引では財・サービスの提供者と消費者との二者間のみで経済活動は完結するのだが、意図しないかたちで第三者に何らかの影響がおよぶという意味で“外部”の問題として把握される。このような影響には正負双方のケースがあり得るが、環境問題は好ましくない影響の結果として捉えられるので、外部負(不)経済の問題と呼ばれる。そして重要なのは、新古典派経済学において外部負経済として捉えられる環境問題は、効率性の視点から論じられることとなる点である。効率性の視点から論じることのでられるというメリットがある一方で、デメリットも大きい。後者で最も大きなもののひとつは、分配の側面が切り離される点であろう(岡 2006, 29)。すなわち、環境問題を内部化する政策手法を提案することが可能となる一方で、内部化の際の分配面にはなんの理論的根拠も与えな

い、という点である²⁾。マルクス経済学的に言えば、新古典派経済学の外部負経済としての捉え方は、「生産関係」のごく一部のみを把握しているにすぎない(岡 2006, 49)。制度派経済学的に言えば、「素材面」と「体制面」とを区別せずに捉えている(岡 2006, 92)。

新古典派経済学における環境問題に対するアプローチについて検討するうえで、新制度派経済学に属するとみなされているロナルド・コースの議論は不可避であろう。いわゆる「コースの定理」がよく知られているが、そこで中心的な役割を果たすのが取引費用という概念である。すなわち、取引費用が無視できるほどに小さいならば、環境問題の当事者たちによる自由な交渉によって、効率的な資源配分は達成される。しかし現実には取引費用は無視しえず、権利配分によってその帰結が大きく異なるがゆえに、効率的な資源配分を達成するよう権利を配分すれば良い、とコースは考えた。コースの議論の特徴は、誰がどれだけの権利を持つべきかという正義の問題を、効率性の基準によって決めるという点にこそある(岡 2006, 99)。

取引費用が存在しなかったとしても、コースの議論は成立しないことを指摘したのがエズラ・ミシヤンである。すなわち、権利が二者間にいかなるかたちで配分されていたとしても、取引費用が無視できるならば、効率的な資源配分が達成されるとコースは論じるのだが、権利が二者間でいかに配分されているかによってその帰結は異なりうる、というのがミシヤンの指摘である。良い環境という財・サービスに関して所得効果が正であるような効用関数を人々が有しているとの想定の下で、良い環境を享受する権利が人々に与えられている場合に環境悪化を受容する際の受入補償額(Willingness to Accept; WTA)は、そのような権利を持たず悪い環境質の下で暮らす人々が良い環境を求める場合に支払っても良いと考える支払意思額(Willingness to Pay; WTP)よりも大きくなることを、ミシヤンは指摘した(寺西・鄭 2001; 岡 2006, 99 - 103)。すなわち、人々の権利の配分状況や個々の経済状態によって効率的な資源配分は一意に定まることがないのであるから、権利をいかに配分すればよいかという問題に対する解も、一意に

2) そのほか、現実には最適水準を把握することが不可能であることが多いなどのデメリットも存在するが、紙面の都合上、ここでは割愛する。

は得られない。権利に先立って効率的な資源配分の在りかを確定することはできないのである(岡 2006, 104)。

効率性を価値判断基準の中心に据える新古典派経済学だが、以上のとおり重大な問題を抱えているのは明白である。実はこのことは、環境問題に限ったことではない。上述のミシヤンや宇沢弘文、そしてアマルティア・センなど、さまざまな分野の経済学者によってその他の価値判断基準、たとえば衡平性という基準を導入することの重要性が指摘されている³⁾。ミシヤンは、衡平性の観点に基づき、「アメニティ権」の確立を提唱した(寺西・鄭 2001; 岡 2006, 106)。またミシヤンは、効率性という基準が使えるかどうかは、その社会で「倫理的合意 (ethical consensus)」が得られるかどうかで判断すべきであり、経済学者によって無条件に決められるものではないと指摘している(Mishan 1982; 岡 2006, 111)。倫理的合意のないものは規範的ではなく、記述的なものにすぎないのである(Mishan 1982)。ミシヤンの倫理的合意の重要性に対するのと同様の認識は、その他の経済学者のアイデアにもかたちを変えて現れていることを確認することができる。次節でそのことについて説明し、寺西の述べる「応責原理」との関連について触れることとする。

3. 宇沢、セン、寺西——「応責原理」の現在地

前節でミシヤンによる倫理的合意という言葉について触れたが、類似のアイデアは他の経済学者にも散見される。たとえば、宇沢弘文の「社会的共通資本」の概念説明において、またアマルティア・センの福祉の経済学における一連の考え方の中にも、それは確認できる。共通するのは、その社会に属する人々の判断による選択、というべきものである。

宇沢は、経済学において公共財の二つの特徴とされる非競合性と非排除性に関し、次のように批判する。すなわち、この二つの特徴はサミュエルソンの意味するところでは財・サービス自体の経済的技術ないし物理的な特性によって規定されるものとされるが、そのような特徴は実際にはそこから生み出されるサービス

3) 宇沢(1974)では“安定性”と呼ばれているが(宇沢 1974, 138)、その説明から衡平性という言葉が表すものと同義である。

が市民の基本的権利とどのようなかわりを持つかという、いわば社会的な基準に基づいて判断されるべきである、と。換言すれば、二つの特徴は財・サービスに付随してアприオリに定まるものではなく、その社会の人々の総意によって付与されるものなのである（宇沢 1974, 99 - 121; 2000, 12 - 22）。この点は、ミシヤンの倫理的合意の重要性に対する認識と共通するものと言えよう。そこでは、その社会に属する人々によって非競合的かつ非排他的であるべきものが定められる。このようにして定められたものを、宇沢は「社会的共通資本」と呼ぶ。たとえば義務教育は、まさにこの考え方によって競合的であってはならない、かつ排他的であってもならないものであるとの特徴が社会によって付与され、全ての人々に等しくその機会を提供することを意図されたものであると言える。「社会的共通資本」とは、森林や河川等の自然環境はもちろん、公共交通機関等のインフラストラクチャー、そして医療や教育等の制度資本を含むものであり、広い意味での環境である、と宇沢は述べる（宇沢 2000, 22）。

アマルティア・センの議論においても共通項を確認できる。開発におけるセンの重要な概念のひとつに、ケイパビリティ（潜在能力）がある。それは、人が良い生をおくるために必要なさまざまなファンクショニングズ（機能）の選択可能な組み合わせとして表される。ただし、人々が有すべきケイパビリティがいかなるものか——人々がどのような生活をおくることができる状況が望ましいか——は社会によって異なり、一意に定まらない。それはその社会に属する人々の建設的な議論によって定められることに方法論上の重要な意義がある、とセンは考える。ミシヤンの倫理的合意、宇沢の社会的共通資本にみられるアイデアとの共通項が、ここに見出される。そして、センはそれゆえに民主主義の重要性を指摘する。そこで想定されているのは、エージェント⁴⁾——能動的な力を持つ存在——としての人々の行動である。センはケイパビリティの拡大——自由の拡大、あ

4) ここでは、情報の非対称性問題を論じる際に用いられるエージェントという言葉とは異なることに注意されたい。センの定義では、エージェントとはその人が追求する理由があると考える目標や価値を、それがその人自身の福祉に結びついているか否かに関わらず実現を目指すような人を意味する。またそのような人の特徴をエージェンシーと呼ぶ。日本語では「行為主体性」と訳されることが多いが、以上の説明の通り、言葉そのものが表す以上の意味が付与されている。Sen (1985)、Sen (1992)、Sen (1999)などを参照されたい。

るいは不自由を取り除くこと——こそが開発 (development) の目的であると述べる。この考えの下では、人々は意思決定過程への関与の度合いについても各自が自ら決定する自由を有するべきであると考えられるが、責任あるエージェントとしての人々の能動的な力を、センは信じている。また開発が持続的で力強いものとなるためには、そのような人々の存在が不可欠であるともセンは考えている。民主主義はいわば贅沢品であり経済が十分発展するまでは不要であると指摘する一部の人も存在するが、センはこのような意見を強く否定する。そして、これは環境問題に関しても同様である。開発の目的は、人が良い生をおくることができる状況をつくりだすことであり、経済成長はそのための手段でしかない⁵⁾。そもそも、EKCがあてはまらないケースが存在することが実証的にも指摘されているのだ。教育や健康、民主主義、そして良好な環境下で生活することは、先進国のみが享受しうる贅沢品ではなく、開発が持続的で力強いものとなるために、いずれの国においても不可欠なのである。

環境問題に関する寺西のアイデアにも、ミシャンや宇沢、そしてセンとの共通項を見出すことが可能である。とりわけセンとの関連は重要かもしれない。ある環境問題が生じた後にその回復をはかる際、必要となる回復費用は汚染原因者がその責を負うべきである、と通常は考えられる。これは汚染者負担原理、あるいは応因原理と呼ばれる⁶⁾。しかし現実はいずれもより複雑で、汚染原因者に改善費用を負担する能力がない事例や、汚染原因者の特定が困難であるなど、応因原理を単純に適用できない事例が現れるようになってきた。前者の例としては、アメリカにおける土壌汚染問題、後者には地球規模での大気汚染問題が挙げられよう。寺西はこのような状況を受け、「応責原理」というアイデアを提案している (寺西 1997; 寺西・大島・除本 1998)。提案初期の応責原則の説明としては、「汚染に対して直接的関係をもたない主体に対しても、一定の環境保全責任をもつものとして費用負担を行わせるための原則」(寺西・大島・除本 1998) とされていた。これは、アメリカのスーパーファンド法や国際油濁補償基金など、費用負担が汚染原因者

5) Sen (1999) の序章～第四章を参照されたい。

6) その他の考え方 (応能原理、応益原理など) については林氏と藤谷氏の論考を参照されたい。

のみに課されているわけではないいくつかの事例から提案されたものである。

その後、応責という言葉の意味合いに少しずつ奥行きが生じる。2005年には、神奈川県の日沢・大山を中心とする地域の自然の保全に向けた調査報告書において「コミットメント」という言葉を用い、それは「日沢・大山を守りたいという思いをもっている多くの人々、あるいは、そういう思いをもって日沢・大山の問題になんらかの形でコミットしたいと考えている多くの人々の『支払い意思』にもとづく『費用負担』のあり方」であるとした(寺西 2005)。2007年には「問題への関与(Commitment)のあり方を重視するという考え方」であるとし、ゆえに「『応関原理』といった方がベターかもしれ」ない、と述べている(寺西・太下 2007)。

実は、コミットメントという言葉は、センがエージェントというアイデアを提起する少し前、人の行動の動機となりうるものについて論じる中で用いられた言葉でもある。センは経済学における合理的選択という概念が個人的利益だけに基づく体系的な選択の秩序という意味でのみ使われていることを批判し、人間のその他の側面に注目することの重要性について指摘した。人が行動を選択する際に理由となるものは、個人的利益の追求という動機だけではなく、自己犠牲を伴う行動を選択するような動機もあり得るのである。センは、後者のようなケースをコミットメントによる行動と呼んだ⁷⁾。

寺西の念頭には、当初は誰が費用を負担すべきかという責任問題に対する強い意識があったと思われるが、その後責任の所在を考える中で、当該問題への関わり方の程度によって様々なアクターが潜在的に存在しうる、という点へとシフトしていったように見受けられる。つまり、費用負担というネガティブな意味での責任問題から、人々による主体的な関与というポジティブな意味での責任問題へと、寺西は視野を少しずつ広げていったように思われる。寺西の応責原理はこの点において、ミシャンや宇沢、そして特にセンの考えと関連づけられる可能性が見出されよう。

7) すなわち、コミットメントが動機となって選択された行動により、自らの福祉が損なわれるケースもあり得る。Sen (1977)、Sen (1999) の第4章や第11章を参照されたい。Sen (1985) や Sen (1992) 第4章も参考となろう。

現状では寺西の提案は、応因原理ほどには浸透していない。応因原理の力強さはその単純さと明快さゆえだが、応責原理というアイデアにはなお多くの課題が残されているように思われる。現状ではその理論的考察が弱い点を指摘できよう⁸⁾。たとえば当初、応責原理は「従来の環境費用の負担原則よりも上位の費用負担原則として位置づけられる」(寺西・大島・除本 1998)とされていたが、センの考えに基づくならば、コミットメントは人の行動の動機のひとつと位置づけられる。つまり応責原理は、「上位の」というよりは、従来の費用負担原理において注目すべきポイントとは、そもそも次元を全く異にしている可能性がある⁹⁾。もちろん、センの考えに依拠しつつ、従来の費用負担原理と同レベルに落とし込んで論じることが可能かもしれない。そうではなくやはり、ミシャンや宇沢、そしてセンらの議論を踏まえ、人の行動を動機付けるもの、そしてそれによって行われる社会選択として位置づけることもあり得よう。いずれにせよ、今後さらなる議論の精緻化が求められる¹⁰⁾。

4. おわりに

本稿では、主に新古典派経済学における環境問題への基本的な考え方にみられる課題に注目しつつ、コースやミシャンら新制度学派によるアプローチを概観し、彼らと宇沢やセンらの概念にみられる共通点を取り上げることにより、寺西の「応責原理」の位置づけについて検討した。中でも、特にセンによるコミットメント、そしてエージェントの議論との関連は深いように思われる。応責原理は、現時点ではなお議論の余地の多いアイデアではあるものの、環境問題のみならず社会の在り方を論じるうえで、その潜在可能性は大きいように思われる。寺西環境経済学における応責原理というアイデアの今後のさらなる展開に期待したい。

8) 上述の通り寺西はのちに「応関原理」と呼んでいるが、本稿ではこのような問題点から元々の「応責原理」という言葉を用いている。

9) これは、寺西の中で応責原則というアイデアに奥行きが生じたがゆえに起こったこととも言える。

10) 寺西(2012)では、「責任ある関与」と「自発的な関与」という分類が提起されているが、理論的考察という点では依然として弱い。なお寺西の応責原理については、藤谷氏の論考も参照されたい。

参考文献

【欧文】

- Dinda, B. (2004) "Environmental Kuznets Curve Hypothesis: A Survey," *Ecological Economics*, 49: 431 – 455.
- International Monetary Fund (2016) *World Economic Outlook: Subdued Demand: Symptoms and Remedies*, October 2016, Washington: IMF.
- Mishan, E. J. (1982) "The New Controversy about the Rationale of Economic Evaluation," *Journal of Economic Issues*, 16(1): 29 – 47.
- Sen, Amartya (1977) "Rational Fools: A Critique of the Behavioural Foundations of Economic Theory," *Philosophy and Public Affairs*, 6: 317 – 344 (邦訳『合理的な愚か者：経済学＝倫理学的探求』頸草書房).
- Sen, Amartya (1985) "Well-Being, Agency and Freedom: The Dewey Lectures 1984," *Journal of Philosophy*, 82(4): 169 – 221.
- Sen, Amartya (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford: Oxford University Press (邦訳『不平等の再検討』岩波書店).
- Sen, Amartya (1999) *Development As Freedom*, Oxford: Oxford University Press (邦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社).
- United Nations (2015) *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*, New York: UN.
- United Nations Development Programme (2015) *Human Development Report 2015*, New York: UNDP.
- (2016) *Human Development Report 2016*, New York: UNDP.

【和文】

- 宇沢弘文 (1974) 『自動車の社会的費用』岩波書店.
- 宇沢弘文 (2000) 『社会的共通資本』岩波書店.
- 岡敏弘 (2006) 『環境経済学』岩波書店.
- 寺西俊一 (1997) 「<環境コスト>と費用負担問題」『環境と公害』26(4) : 2 – 9.
- 寺西俊一 (2005) 「受益者負担とコミットメント：新しい費用負担原理の予備的考察」
神奈川県・一橋大学編 『平成16年度自然公園等施設整備委託自然再生政策調査報

告書』、101 - 108.

寺西俊一 (2012) 「公害・環境問題の政治経済学」をどう展開するか - 淡路剛久教授の古稀祝賀記念に寄せて」大塚直・大村敬志・野澤正充編『社会の発展と権利の創造 - 民法・環境法の最前線』有斐閣、847 - 869.

寺西俊一・太下義之 (2007) 「編集長インタビュー 環境にかかわる“社会的費用”をどう考えるか? : 環境経済学者・寺西俊一氏」『季刊 政策・経営研究』2007年 Vol. 4 : 159 - 174.

寺西俊一・大島堅一・除本理史 (1998) 「環境費用の負担問題と環境基金 : 国際油濁補償基金の分析を中心に」一橋大学大学院経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ 1998-06.

寺西俊一・鄭成春 (2001) 「環境問題への権利論アプローチの意義と課題 : DalesとMishanの比較を中心に」『一橋論叢』126(6) : 656 - 670.